

## 雨水浸入に係る原子力規制委員会からの指示文書に対する 報告書における調査対象の抽出漏れについて

2017年10月31日

当社は、原子力規制委員会からの指示文書に基づき、浜岡3～5号機の建屋における貫通部について水の浸入を防止する措置がとられているか調査をおこない、対象として抽出した貫通部は適切に措置がとられているものとして、原子力規制委員会に報告しております。(2016年12月26日お知らせ済)  
(2017年3月8日お知らせ済)

雨水浸入に係る原子力規制委員会からの指示文書に対する報告書において、調査対象の抽出漏れがあったことを確認したため、お知らせします。

10月29日に、浜岡原子力発電所4号機 原子炉機器冷却水系配管ダクト(注1)(放射線管理区域外)において、水の漏えい検知を目的とした警報が発報したことから、当社社員が現場確認をおこなったところ、壁の貫通部より水が浸入していることを確認しました。また、当該貫通部に施されていたシール材がとれていることを確認しました。

当該ダクト内に浸入した水は、合計約600リットルであり、台風22号の影響により浸入した雨水であると推定しております。なお、浸入した雨水は、仮設ポンプによる処理を完了しています。

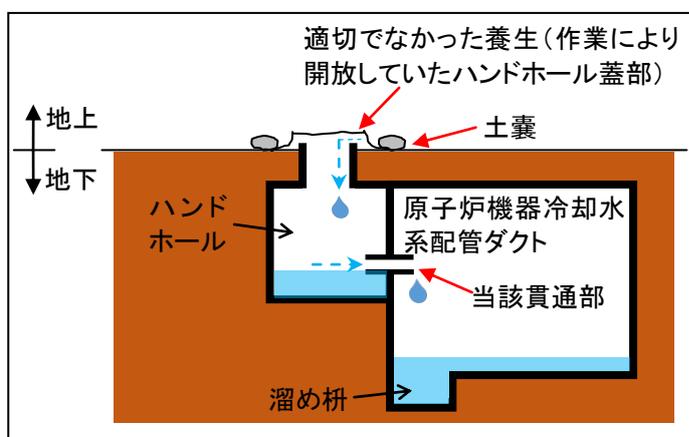
当該ダクト内への水の浸入を防止する措置としては、ハンドホール(注2)の蓋部において水を浸入させないための措置を講じるべきところ、安全性向上対策工事に伴うケーブル移設の作業によって開放していたハンドホールの蓋部に対して適切に養生がなされていなかったため、ハンドホールから当該貫通部を通じて浸入したものと考えています。

今回雨水の浸入が確認された貫通部は、当該の調査範囲であったものの、適切に抽出されていなかったことを10月31日に確認しました。また、当該貫通部の近傍において、当該貫通部を含め適切に抽出されていなかった貫通部が8箇所(4箇所ずつのまとまりが2つ)あることを確認しました。

一部の貫通部が調査の対象箇所に含まれていなかった原因は、一部の貫通部が記載されていない施工前の図面を用いて抽出をおこなっており、さらにその後図面に記載がない貫通部を抽出するための現場確認の際においても、当該箇所が狭隘部であったことから見落としたものと推定しています。

今後、詳細な原因の調査をおこなうとともに、その結果を踏まえた浜岡3～5号機の各建屋への水平展開をおこなってまいります。

調査結果については、改めてお知らせします。



概略図



抽出されていなかった貫通部の例

注1 ダクトとは、配管やケーブル等を内包するコンクリート製の管路です。

注2 ハンドホールとは、ケーブルを引き回すために人が立ち入るエリアです。

以上